

全国知事会議の概要について

平成21年7月21日
政策企画総室

平成21年7月14日(火)及び15日(水)に、三重県で開催された全国知事会議の概要是、次のとおりです。

1 「平成22年度国の施策に関する提案等」について

鳥取県から次の2項目について修文等の提案を行った。

- ① 農林水産業を雇用の受け皿とし、人材確保・研修事業を充実するため、
 - ・ 農業振興の分野について、『「農」の雇用事業』の制度拡充を図ること。
 - ・ 林業振興の分野について、『緑の雇用担い手対策事業』の更なる制度拡充を図ること。
 - ・ 水産振興の分野について、『漁業担い手確保・育成対策事業』の制度拡充を図ること。
- ② 「拉致問題の早期解決」に加え、「北朝鮮による核実験・ミサイル発射に対する抗議」を要望として明示すること。

2 「道州制に関する神奈川県知事提案」について

松沢神奈川県知事から、次期衆議院議員選挙で、各政党のマニフェストに「道州制基本法」及び「道州制推進法」の制定を盛り込むよう求める緊急提案があった。協議の結果、賛否が分かれ、全国知事会としてではなく、賛同する知事有志で各政党に働きかけることとなった。

3 「直轄事業負担金の支払い基準及び今後の廃止方針」について

直轄事業負担金について、維持管理費は平成22年度から廃止、最終的には直轄事業負担金制度を廃止すべきとの処理方針に、全国知事会として各都道府県が一致して取り組むこととなった。

全国知事会提案の直轄事業負担金の対象範囲等に基づいた明確な回答がなければ、本年度分の直轄事業負担金の支払いには応じないこととした。(8月に分割納付分の請求が予定されている。)

4 「政権公約評価及び政党支持」について

各政党のマニフェストについて、地方分権改革推進の観点から、全国知事会政権公約評価特別委員会のメンバーである知事及び趣旨に賛同する知事が点数評価を行い、全国知事会としてその結果を公表することとした。

一方、全国知事会として特定政党を支持することは、行わないこととした。

5 「地方分権に係る今後の行動方針」、「地方交付税の復元・強化に関する提言」及び「地方税源の確保・充実等」について

地方分権を推進するための全国知事会としての今後の行動方針（地方への権限移譲や国の出先機関の廃止・縮小、権限移譲の推進と義務付け・枠付けの見直し、国と地方を通じた税制抜本改革による税源配分5：5の実現、国と地方の協議の場の法制化等に向けた取組の方針）を決めた。

6 「地方消費税の引上げ」について

全国知事会として地方消費税引上げに係る提案を行うことについて賛否があったが、地方消費税を含めた税財源確保に係る抜本的改革を行うべきとのメッセージを発すること、併せて、その際、地方における行政改革の成果などを国民に見えるかたちで提示することを決めた。

7 「全国知事会積立資産の処理」について

全国知事会に積み立てられている資金（運営資金積立資金、国際知事会議準備積立資産及び財政調整積立資産の3つの資金約31億円）は、全額を都道府県に返還する方針を決めた。

8 その他

- (1) 全国知事会に、戦略会議を設置することとした。
- (2) 全国知事会に、「この国のあり方に関する研究会」を設置することとした。
- (3) 平成22年7月の全国知事会議は、和歌山県で開催することとした。

直轄事業負担金制度の改革に関する申し合わせ

～直轄事業負担金の支払い基準及び今後の廃止方針～

平成21年7月14日
全国知事会

1 負担金の対象範囲等は平成21年度分から見直し

全国知事会は、負担金の対象範囲等について、職員の退職手当や恒久的な庁舎・職員住宅等に係る建設費など国庫補助事業では認められていない経費や直轄事業との関係が不明確な経費を明確に除外するなどの見直しを求めているところである。

しかし、国土交通省は本年度分は既に予算の割り振りが済んでおり、本年度からの対応は困難との姿勢である。

このまま国からの詳細な情報開示と全国知事会が提案する負担金の対象範囲等の基準を踏まえた適正な請求がなされなければ、各都道府県は議会や住民への説明責任が果たせず、平成21年度分の負担金の支払いはできない。
(別紙参照)

2 維持管理費負担金は平成22年度から廃止

維持管理費負担金は、本来、管理主体である国が負担すべきであり、また、都道府県管理施設については都道府県が負担していることとの均衡を欠くことから、平成22年度から直ちに廃止すべきである。

3 直轄事業負担金制度は廃止

地方分権の推進の観点に立ち、国による事業は、国土保全や広域的な交通の確保など、本来国が責任を持つべき事業に縮減し、その他の事業は地方に権限と財源を一体的に移譲し、国直轄事業負担金は廃止すべきである。

なお、その際には、社会資本整備が遅れている地方に影響が生じないよう配慮するものとする。

4 市町村負担金の見直し

市町村負担金は、直轄事業負担金制度の改革の主旨を踏まえ同様に見直す。

5 地方の意見が反映できる制度を直ちに創設

事業の採択・実施等に関しては、地方公共団体が住民に対し説明責任が果たせるよう、国と地方が対等な立場で十分に協議し、地方の意見が反映できる制度を法定化すべきである。

併せて、各年度の事業内容や負担金の積算内訳等について、早い段階での詳細な説明や情報提供を行うべきである。
(別紙参照)

直轄事業負担金の対象範囲等の基準案

1 基本的な考え方

負担金の対象範囲等は、「直轄事業の実施に直接要する経費」、「国庫補助事業の取扱と同様の内容」とする。

2 事前協議・情報開示等

■事前協議

事業の計画・実施・変更などの各段階において、国と地方が対等な立場で協議し、地方の意見が反映できるよう、事前の協議を法定化。

■事業実施計画書の提出

4月末までに予定額通知書と併せ、事業毎に経費内容の内訳明細、算出根拠等を付した「事業実施計画書」を提出。(事業内容変更時も同様)

■完了実績報告書の提出

事業完了後に、補助事業における実績報告と同様の内容で情報提供を行い、各都道府県は履行確認を実施。

3 負担金の対象範囲

費目等	内 容									
建設費										
共 通	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 直轄事業の実施に直接関わる業務に限り対象とする。 <input type="radio"/> 複数年度又は複数自治体に跨っている業務は自治体毎に適正に業務量を算定して所要経費を按分する。 									
工事費	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 工事、測量及試験、用地及補償、船舶及機械器具、附帯工事、事業委託、事業車両に要する経費。 									
業 務 取 扱 費	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">共 通</td><td><input type="radio"/> 国庫補助事業との均衡から制限率等を設定。</td></tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">人件費</td><td><input type="radio"/> 工事への直接関与する者を対象とし、管理職は対象外。</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。</td></tr> <tr> <td> <small>退職手当</small> <input type="radio"/> 補助事業と同様に対象外。 <small>公務災害補償費</small> <input type="radio"/> 補助事業と同様に対象外。 </td></tr> <tr> <td>事務費</td><td> <small>営繕宿舎費</small> <input type="radio"/> 直轄事業の工事施工に直接必要な現場事務所等に限る。 <input type="radio"/> 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。 </td></tr> </table>	共 通	<input type="radio"/> 国庫補助事業との均衡から制限率等を設定。	人件費	<input type="radio"/> 工事への直接関与する者を対象とし、管理職は対象外。	<input type="radio"/> 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。	<small>退職手当</small> <input type="radio"/> 補助事業と同様に対象外。 <small>公務災害補償費</small> <input type="radio"/> 補助事業と同様に対象外。	事務費	<small>営繕宿舎費</small> <input type="radio"/> 直轄事業の工事施工に直接必要な現場事務所等に限る。 <input type="radio"/> 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。	
共 通	<input type="radio"/> 国庫補助事業との均衡から制限率等を設定。									
人件費	<input type="radio"/> 工事への直接関与する者を対象とし、管理職は対象外。									
	<input type="radio"/> 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。									
	<small>退職手当</small> <input type="radio"/> 補助事業と同様に対象外。 <small>公務災害補償費</small> <input type="radio"/> 補助事業と同様に対象外。									
事務費	<small>営繕宿舎費</small> <input type="radio"/> 直轄事業の工事施工に直接必要な現場事務所等に限る。 <input type="radio"/> 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。									
維持管理費(22年度から廃止)										
21年度分に係る対象範囲等については、基本的には建設費に準じる。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 建設事業と維持管理事業に係る経費を明確に区分。 <input type="radio"/> 受益の範囲が複数年度、複数自治体に跨る経費は、適正に按分。 										

「大胆」で「逃げない」マニフェストを！

～地方分権改革に真っ向勝負で、全力投球！～

全国知事会

1 マニフェスト案を早期に提示し、国民的な議論を！

国家像を大胆に盛り込み、地方分権改革の具体策を盛り込んだマニフェスト案を早期に示し、逃げずにこの国の未来を見据えた国民的な議論を巻き起こすこと。

2 4年間で実行する7つの具体策を明記し、 分権改革を実現！

地方分権は、政治決断による実行を待つのみ。理念・フレーズだけでなく、4年間で実行する具体策を明記すること。

(1) 義務付け・枠付けの廃止、権限移譲の推進

地方分権改革推進委員会の勧告に沿った義務付け・枠付けの廃止、権限移譲による自治立法権・自治行政権を確立する。

(2) 国と地方の税源配分5：5の実現

税源移譲、地方消費税の充実・引上げ等を通じ、税収が安定的で税源の地域偏在性が小さい地方税体系を構築し、国と地方の税源配分を5：5とする。

(3) 国庫補助負担金の総件数半減

国庫補助負担金の総件数を半減する。

(4) 地方交付税の復元・増額、地方の共有財源の明確化

地方財政計画に適切に歳出を計上することにより、地方交付税を復

元・増額し、財源調整・保障機能を強化する。

さらに、地方交付税原資となっている国税5税の法定率を引き上げるとともに、国的一般会計を通さずに特別会計に直接繰り入れ、地方の共有財源であることを明確にした「地方共有税」に改める。

(5) 直轄事業負担金の抜本的改革

直轄事業負担金は、負担対象範囲の見直しを直ちに行い、維持管理費負担金は平成22年度から廃止する。その上で、国と地方の役割分担を明確化し、最終的に廃止する。

(6) 国の出先機関の廃止・縮小

地方分権改革推進委員会の勧告を基本に可能な限り幅広く国の出先機関を廃止・縮小し、国と地方の二重行政を解消する。

(7) 国と地方の協議の場の法制化

国と地方の役割分担、国による関与・義務付け、国庫補助負担金、地方税財政制度、地方への新たな事務・負担の義務付けとなる法令・施策等について、政府と地方の代表者等が協議を行う「(仮) 地方行財政会議」を法律で設置する。

3 新たな国民負担について議論を避けず、 地方消費税の充実・引上げを！

地方は、危機的な財政状況の下、これまで職員削減や給与カットなど国を上回る徹底した行政改革を行ってきたが、地方交付税の大幅削減に加え、今後、社会保障関係費等が確実に増嵩することから、財源不足額はさらに拡大することが見込まれる。

医療、福祉等の社会保障や、教育、消防など住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の充実・引き上げを行うこと。

なお、地域の未来に責任を負う我々も、出されたマニフェストを評価し、分権改革の実現に向けて行動することを申し添える。